

丸亀市外の団体も
応募が可能になりました！

市民活動団体の
新たな取り組みを応援します。

令和6年度 丸亀市市民活動ステップアップ補助事業募集要項

1. 市民活動ステップアップ補助事業とは

市民活動ステップアップ補助事業とは、新たな市民活動や、その活動の幅を広げる事業などに要する経費の一部を補助することにより、市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかることを目的としたものです。この要項では、その実施にあたって必要な事項を定めています。

2. 市民活動の定義

この要項における「市民活動」とは、市民、市民団体、事業者が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的・自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。

ただし、次のものは除きます。

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動。
- イ 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動。

3. 補助対象団体

市民活動を継続して行うことを主たる目的として自発的に組織された次の各号のいずれにも該当する団体を対象とします。

- ① 市民活動団体であること。(企業・学校等が行う市民活動を除く)
- ② マルタスにて市民活動登録をしていること。(毎年更新が必要)
- ③ 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ④ 規約その他これに類するものを持ち、継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定の団体
- ⑤ 3名以上で構成される団体
- ⑥ 過去10年以内に3回以上ステップアップ補助金を活用したことがない団体
- ⑦ 地方公共団体等からの運営補助金等を受けていない団体

4. 補助対象活動

- 1) 補助対象活動は、上記3の補助対象団体が行う市民活動とします。
- 2) ただし、前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。
 - ① 交付申請年度以前から継続して実施している事業
 - ② 対象活動が、委託業務として実施されている事業
 - ③ 丸亀市外で行われる事業
 - ④ 今までに実施した事業
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

5. 補助対象経費

- 1) 補助対象経費は、交付対象活動を実施するため直接必要な経費とします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象外とします。
 - ① 団体の事務所等を維持するための経費
 - ② 団体の経常的な活動に要する経費
 - ③ 団体の構成員による会合の飲食費
 - ④ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
 - ⑤ 備品の購入及び施設等の工事に要する経費
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

※注意

- ・補助金、協賛金及び参加者負担金、他団体等からの収入がある場合は、充当後の経費とします。
- ・当補助金以外の助成を受けるもの（予定も含む）については、あらかじめご相談ください。
- ・加工したレシート（下部を切り取るなど）等は対象外とします。
- ・ポイント還元を受けるものは、ポイント分を差し引いた金額が対象経費となります。（事業費の支払いに、個人のカードやポイントカードを使用しないでください。）
- ・備品とは、使用により品質、形状を変化することなく比較的長期間（おおむね2年以上継続して使用でき、取得価格又は評価価格が1万円以上であるものです）。

6. 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の次の額とし、①+②の合計金額10万円を上限とします（予算の範囲内）。

- ① 50,000円以内は全額補助
- ② 50,001円以上は1/2補助 ※一円未満は切り捨て

7. 事業期間

補助金交付決定日から令和7年3月14日(金)までのうち、必要な期間とします。

8. 応募方法

- 1) 提出期間
応募は、随時受付け選考いたします。なお、補助額が予算額に達した場合には、受付けを終了します。
- 2) 提出先
丸亀市協働推進部地域づくり課（市庁舎3階）
- 3) 提出書類
 - ① 丸亀市市民活動ステップアップ補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
 - ④ 団体の概要書（様式第4号）
 - ⑤ 団体の定款、規約、会則等
 - ⑥ 会員名簿（全員の氏名が記載されているもの）
 - ⑦ その他参考となる書類

※提出書類の様式は、
市のホームページでご覧いただけます。

9. 審査・選考方法

次の審査基準に基づいて、地域づくり課において審査を行います。

| 審査基準 | | 配点 |
|------|-------------------------------|----|
| 1 | 課題やニーズに沿い、必要性や重要性が高い公益活動であるか。 | 5 |
| 2 | 事業内容に現実性があり、効果が期待できるか。 | 5 |
| 3 | 予算の積算が適正であり、補助金が有効に活用されているか。 | 5 |
| 4 | 団体の今後の活動の活性化を期待できる事業か。 | 5 |
| 合計 | | 20 |

10. 交付決定及び通知

- 1) 交付申請書の内容等について審査基準に基づき審査を行い、得点が6割を超えたものについて、予算の範囲内で採択し、交付の決定をいたします。
- 2) 補助金の交付を決定したときは、丸亀市市民活動ステップアップ補助金交付決定通知書により交付申請者に通知いたします。

11. 実績報告

補助金交付に係る事業が完了したときは、速やかに実績報告書に必要書類を付して提出してください。

提出書類

- ① 実績報告書（様式第5号）
- ② 事業報告書（様式第6号）
- ③ 収支決算書（様式第7号）
- ④ 領収書（コピー）
- ⑤ 活動写真及びその他参考となる資料
※写真やチラシ等をHP等に掲載することがあります。

12. 補助金の交付

補助金は、実績報告書に基づき補助金額を確定した後、交付いたします。ただし、特に必要と認められた場合においては、補助金の全部もしくは一部を概算により交付することもできます。その場合は、補助事業の完了後、速やかに精算をしていただきます。

13. 報告及び指示

市は、事業に関し報告を求めたり、事業に関する書類を検査したり、その他必要な指示をすることがあります。

14. 補助の取消し

市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の取り消しや、変更をすることがあります。この場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ① 補助金の交付の条件に違反したとき。
- ② 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

15. その他

- ① 申請にあたっては、事前に下記お問い合わせ先までご相談ください。
- ② 交付申請に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返還しません。
- ③ 申請書の書き方や内容など、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

ステップアップ補助金申請の流れ（補助対象の場合）

- ①申請書を地域づくり課へ提出
 - ・提出前に、チェック表でご確認をお願いします。
 - ・事業開始までに余裕をもってご提出ください。
 - 決定まで1～2週間かかります。
- ②地域づくり課から交付決定通知書を郵送
- ③事業実施
- ④事業完了後、速やかに実績報告書を地域づくり課へ提出
 - ・経費にかかる領収書は、申請書に記載している実施期間中のものが対象です。
 - ・領収書は必ず内訳が分かるようにしてください。レシートでも構いません。
 - ・領収書の宛名は団体名で依頼してください。
 - ・ポイント還元を受けるものは、ポイント分を差し引いた額が対象経費となります。
 - ・事業費の支払いに個人のカードやポイントカードを使用しないでください。
- ⑤地域づくり課から交付確定通知書を郵送
- ⑥地域づくり課へ補助金等交付請求書を提出
- ⑦市から債権者登録の口座へ補助金を交付

（お問い合わせ先）

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市協働推進部地域づくり課 協働担当

TEL:0877-24-8853 FAX:0877-24-8863

ステップアップ補助事業実績一覧（令和3～5年度）

| 年度 | 事業名 | 概要 |
|----|----------------------------------|--|
| 3 | 第46回丸亀お城村 マルタス・オンラインステージ | 毎年5月に丸亀お城まつりと同時開催で丸亀お城村を開催していたが、新型コロナウイルスの影響により中止を検討するなか、このような状況であっても様々な生活様式や新しい時代への対応を模索し、今までにない事業を立案していく必要がある。 そこでお城村を完全に中止するのではなく、丸亀城前に新しく開館したマルタスにおいて無観客による小規模オンラインステージを開催することで、ステージ出演予定であった団体・グループの活動の機会を設けることが、地域の活力を取り戻すきっかけとなると考える。 |
| 3 | 講演会「子どもの性といのちを守るために、私たち大人ができること」 | 子ども安全ネットかがわ代表仙頭真希子氏は、支援学校や幼稚園、保育所などの教育現場でも教員などによる性暴力に苦しむ子どもたちと親を支援する中、保護者や子どもが周囲から孤立し、苦しんでいると気づき、心置きなく相談できる窓口が必要と考え、保育・教育施設等での性被害相談窓口「話してみて」を開設し、警察への相談など事件への対応や被害にあった子どもへのケアの方法などを電話やLINE、メールなどを通じて無料で行っており、教員から性被害にあった事件で被害者の代理人を務めることもある。 そのような中、私たち大人が子どもを守るために何が必要か、何ができるのかを考える講演会にしていきたい。 |
| 3 | ヘルマンハーブ愛好会 クリスマスコンサート IN マルタス | 新型コロナウイルスが猛威をふるった昨今、人との交流や活動の自粛を余儀なくされ、知らず知らずストレスになっている現状。そんな生活から抜け出し新しい広がりを作りたい。ヘルマンハーブ愛好会として活動の周知や日頃の練習の成果発表、また、市民交流活動センターマルタスを有効に活用して、団体主催のクリスマスコンサートを開催し、地域の活性化のひとつになれる演奏活動を行いたい。 年齢や持っているハンディを問わず共生できる人づくり、まちづくりへと繋げられるような活動にしていくことが課題。 |
| 3 | SDG s ジャック in マルタス | 2015年9月25日国連サミットにて採択された、2016年から2030年までに取り組む「SDG s（持続可能な開発目標）」について、ようやく日本においても認知度があがってきたところである。しかしながらまだまだ何をしたらいいのかわからないという市民が多いため、地元企業の取組事例、ゲーム体験、ワークショップ等をつうじて市民ひとりひとりが自分ごととして取り組めるような市民学習の場とする。 |
| 3 | 城下町の物産展 | 新型コロナウイルス感染拡大により県外への旅行が困難になり、各地域での観光業が影響を受けている中で、他の地域と連携し絆を深めてお互いが活性化していくことを目的としている。また、地元の商店街内の店舗を活用して、物産展を企画・実施する。 |
| 3 | ひろ街でエール飯 | 「ひろえば街が好きになる運動」を通じて、丸亀市中心市街地周辺の清掃活動を実施するとともに、地元の飲食店が出店するテイクアウトイベントを開催する。新型コロナウイルス感染拡大の影響により外食自粛が相次ぐ中、地元グルメの魅力を発信していくことを目的としている。 |

| 年度 | 事業名 | 概要 |
|----|---------------------------------|---|
| 3 | 食品ロスマーケット | 丸亀市内を中心とした飲食店の人たちに食品ロスが発生しているか調査し、公募をかけて食品ロスを抱えている飲食店に出店してもらい、マーケットを開催する。 |
| 4 | フットサルで国際交流 in MARUGAME | さまざまな国にルーツを持つ参加者と市民が、フットサルという世界共通のスポーツルールで試合を楽しむことにより、少しでも互いを理解し、多文化共生につながる機会を作る。また、大会終了後には、試合や交流の写真、感想等を HP 等に掲載し、多くの市民の目に触れるよう情報発信を行う。 |
| 4 | 丸亀まちあかり | 丸亀うちわの材料である竹や和紙を使用した灯籠等で、丸亀城、商店街、港町までを光の道でつなぎ、あかりを通してまちと人をつなぐ。9 箇所の会場では、それぞれに思考を凝らした灯籠で灯りを表現し、いつもと違った雰囲気を楽しみ、改めて丸亀の良さを感じてもらおう。また、当日は灯籠を作るワークショップも開催する。 |
| 4 | フードトラックストリート in 丸亀 | 令和 5 年 1 月 8 日午後 6 時～9 時、丸亀市通町商店街の賑わい創出を目的に商店街内のメイン通りにおいてキッチンカーを出店し、観光客（宿泊者）を中心にグルメを楽しんでもらう。出店は 11 店舗。近隣のビジネスホテル等にチラシを置いてもらい、宿泊者へ案内するとともに折込チラシ等でも広く周知し来街者を増やす。実施後は検証を行った上で、3 カ月に 1 度程度実施し、観光コンテンツとして展開していく。同時にキッチンカー事業者が商店街に実店舗を開業する機会も創出する。 |
| 4 | 三線の日演奏会 YouTube ライブ配信 | 3 月 4 日の三線の日に合わせて沖縄三線の演奏会を開催する。 コロナ禍において、対面による演奏指導や演奏会の機会が多く失われている中、沖縄三線に興味を持つ方からの問い合わせはむしろ増えている。 LIVE 配信等を活用することで演奏を身近に感じてもらうことが可能であり、三線に親しむ機会を提供し、丸亀にも沖縄三線の演奏活動や演奏指導を行う団体があり、自分も参加できることを知ってもらう。 |
| 4 | 子育てコラム集 ～0～18 歳子供の 成長段階別～ | 臨床心理士、公認心理師、大学教授、医師等 15 名が執筆する「子育てコラム集」を作成。乳幼児・児童・思春期・青年期の成長発達段階と課題、専門家からのメッセージを掲載。各時期の子どもの成長発達段階等を分かりやすく伝えることで、保護者の学びと心強さに繋がり、子どもの健全育成の一助になる。家族支援、子どもの精神疾患、発達障害、非行、LGBTQ、ヤングケアラーについての内容も含むことで、様々な子育ての不安や悩みに対する情報提供、啓発を行う。 市内の保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校の児童生徒を通じて各家庭へ配布する。 |
| 5 | m. PIME 中高生のためのプログラミング教室 | 中・高校を対象に、プログラミング言語 Python を使いながら身近な問題を解決する PBL（問題解決型学習）のプログラミング教室を行う。監修者に大学教員や IT 企業のエンジニアを迎え、学校教育では手が回らない ICT 教育をサポートする。 |

ステップアップ 補助対象事業チェック表

該当する項目に
チェック

| | | | |
|------------|----|--|--------|
| イ 団体要件 | 1 | 丸亀市市民活動登録をしている団体である 登録No. | |
| | 2 | 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内である | |
| | 3 | 規約その他これに類するものを持ち、 継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定の団体である | |
| | 4 | 3名以上 で構成される団体である。 | |
| | 5 | 過去10年以内に3回以上ステップアップ補助金を活用したことがない団体である | |
| | 6 | 地方公共団体等から運営資金等の補助金を受けていない | |
| ロ 事業の要件 | 7 | 営利を目的としない活動で、公益の増進に寄与する活動である | |
| | 8 | 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではない | |
| | 9 | 特定の公職者又は政党を推薦・支持・反対することを目的としてない | |
| | 10 | 前年度から継続している事業ではない | |
| | 11 | 委託事業として実施されていない事業である | |
| | 12 | 事業の効果は、主に丸亀市で生じる | |
| | 13 | 下記のいずれかに当てはまる事業である。 ①団体として、今までに実施したことのない新たな事業である。 ②新しい取り組みを取り入れ、これまでの活動の幅を広げた事業である。 具体的に（) | ① ② |
| ハ 対象経費 | 14 | 【参考】対象となる経費には、以下の経費は含まれません。 ① 団体の事務所等を維持するための経費 ② 団体の経常的な活動に要する経費 ③ 団体の構成員による会合の飲食費 ④ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等 ⑤ 備品（2年以上使用でき、取得価格が1万円以上であるもの）の購入及び施設等の工事に要する経費 | |
| | 15 | 市の債権者登録をしている（申請団体の登録が必要です） 未登録の場合は、市のHPから様式をダウンロードして提出してください。（メール可） 【ホーム】 - 【申請書ダウンロード】 - 【その他】にあります。 | |
| その他 | 15 | 市の債権者登録をしている（申請団体の登録が必要です） 未登録の場合は、市のHPから様式をダウンロードして提出してください。（メール可） 【ホーム】 - 【申請書ダウンロード】 - 【その他】にあります。 | |

※市民活動団体が実施する事業で、1～13の項目すべてにチェックがついた場合は、この事業の対象となる可能性があります。